

令和4年3月24日

市長決裁

千歳市森林環境整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林環境譲与税を活用し、森林施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るための事業の実施に関し、千歳市補助金等交付規則(昭和58年4月1日規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる者)

第2条 補助の対象となる者は、地域森林計画の対象となる森林において、間伐等の森林施業及び森林作業道の維持修繕等を行う者で、次に掲げる者(以下「事業主体」という。)とする。

- (1) 森林所有者
- (2) 森林組合
- (3) 森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第8号に規定する団体
- (4) 森林経営計画の認定を受けた者

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 間伐

森林の適正な密度管理、針広混交林の造成、伐採後の天然更新等を目的とする不要木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰及び搬出集積

(2) 森林作業道維持修繕・改良

森林作業道の路面路肩及び法面の草刈、簡単な倒木等の処理等

(3) 林業機械レンタル

間伐等に使用する林業機械のレンタル

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、年度ごとに予算の範囲内において、次の表に掲げる金額とし、千円未満を切り捨てた額とする。

補助の対象となる事業	補助金の交付の額
間伐	市が積算する標準費用の68%以内
森林作業道維持修繕・改良	事業に要した経費の50%以内
林業機械レンタル	レンタル料の50%以内

(事業計画等)

第5条 事業主体は、翌年度に実施する森林環境整備事業に関する年間計画書(第1号様式)(以下「年間計画」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された年間計画について、千歳市内の森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を勘案し、年間計画を審査の上、補助金の配付予定額を決定し、予算配分額決定通知書(第2号様式)により事業主体に通知する。

3 事業主体は、前項の規定により市長から補助金配付予定額の通知があった場合には、当該年度の実施計画書(第3号様式)(以下「実施計画」という。)を市長に提出しなければならない。

4 年度途中において実施計画を変更する場合は、変更後の実施計画を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 実施計画に基づき補助金の交付を受けようとする事業主体(以下、「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(第4号様式)に、別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(消費税の取り扱い)

第7条 補助事業者は、補助金の交付申請時に当該補助金に係る消費税仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、第6条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

（補助金の決定通知）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及び条件を補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（事業の遂行）

第10条 補助事業者は、前条の補助金交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に従い、適切に森林整備を行わなければならない。

（事業の変更又は中止）

第11条 補助事業者は、第6条の申請後又は第9条の補助金の交付決定通知後に事業内容を変更又は中止しようとする場合は、事業内容を変更又は中止する前に市長と協議し、その指示に従って補助金交付変更・中止申請書（第6号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

（事業実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が終了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）に、別に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでなかった場合に、実績報告を行うに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して消費税等相当額報告書（第8号様式）とともに報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助金実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（実績報告において前項により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（第8号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び竣工検査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第14条 この要綱による補助事業について、市交付規則第5条第1項第1号の軽微な変更とは、補助事業に要する経費の増減が20パーセントを超えない範囲内のものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、第13条の規定による補助金額の確定後において交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、一括又は分割して概算額を交付することができる。

2 補助事業者は、前項のただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、概算払申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により概算額を交付した場合において、補助金の確定した額が既に交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付するものとし、確定した額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える額を返還させるものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。補助金額の確定があった後においても、同様とする。

（1） 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき。

（2） 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

（3） 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき。

(4) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(違約加算金)

第17条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額) につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合、又は当該補助事業の施行地の立木を全面伐採除去(以下「転用等」という。補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡をし、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用等される場合を含む。) する場合は、あらかじめ市長にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、速やかに市長に報告するものとし、補助金相当額の減免について市長と協議することができる。

(違約延滞金)

第19条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額) につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第20条 補助事業者は、当該補助事業に関する収入の内容、経費の使途等を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。